

～子育て中のご家庭の皆様へ～

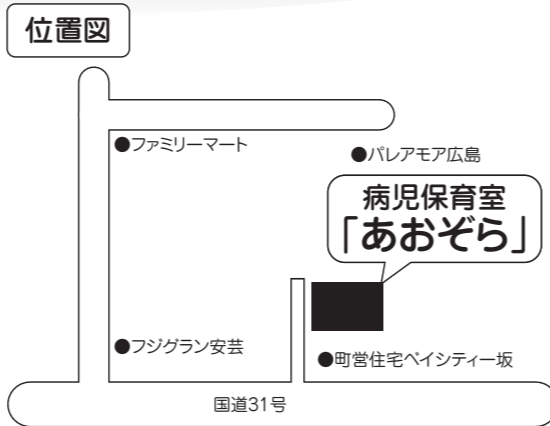
病児・病後児保育について

■病児・病後児保育とは

お子さんが病気にかかっていたり、回復期にあって、安静にする必要があることなどから保育園等に預けることができず、保護者の方が仕事等のため、家庭で保育ができない場合、一時的にそのお子さんを病児保育室でお預かりするものです。

病児保育室「あおぞら」 ☎885-3707

広島県済生会福祉総合センター内
(北新地二丁目3番10号)



■利用内容

	内容
対象	次のいずれにも該当する児童 (1) 当面病状の急変は認められないが、病気が回復していない(回復期も含む) 生後6か月から小学校6年生までの児童 (2) 勤務等の都合で家庭での保育が困難であり、かつ、町内及び協定締結市町在住の保護者の児童 (3) かかりつけ医師等(診療情報提供書)の許可のあるもの
定員	1日につき3人
利用時間	月～金曜日の9時～17時(祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く) 時間は相談に応じて、8時～18時まで可。
利用方法	●事前に登録が必要です。(役場民生課または各保育園・こども園で受付) ●利用する際は施設に連絡をしてください。
利用料金	●初回利用時に登録料1,000円を病児保育室へお支払いください。(初回登録時のみ必要) ●利用料 ①5時間まで 1,500円 ②5時間以上 2,000円 ●延長料金 30分につき 100円 ※生活保護世帯または町民税非課税世帯には減免があります。該当世帯の方は、登録時に役場民生課にご相談ください。 ●昼食・おやつ代 500円

問合せ 役場民生課 ☎820-1505 ✉minsei@town.saka.lg.jp

3人乗り自転車・チャイルドシート等の貸出しをしています

3人乗り自転車

町内に住所を有し、現在、居住している方で、1歳～小学校就学前の幼児が2人以上いる方に無料で貸し出します。

チャイルドシート

町内に住所を有し、現在、居住している方で、新生児～4歳までの乳幼児が1人以上いる方に無料で貸し出します。(帰省等で町内に一時滞在中の場合も利用できます。)

貸出期間 1か月以内とします。

申込方法 所定の申請書に必要事項をご記入のうえ、役場民生課にお申込みください。(事前申請が必要)

※「ジュニアシート」(4～12歳未満の幼児用)の貸出しも行っています。

問合せ 役場民生課 ☎820-1505

めじろコーポこやうら 入居者募集!

住宅に関すること(役場建設課) ☎820-1512
子育て支援センターに関すること(役場民生課) ☎820-1505

【住宅種別】 町有住宅(一般世帯向け定期借家)※子育て世帯向け住戸とは異なります(3月22日現在)

項目	1号棟
構造等	鉄筋コンクリート造5階建 昭和60年度建設
戸数・間取り等	1戸(405号室) 3DK/約53㎡
住宅使用料	45,800円(共益費800円別)

【住宅種別】 町有住宅(子育て世帯向け定期借家)

(3月22日現在)

項目	1号棟	2号棟	3号棟
構造等	鉄筋コンクリート造5階建 昭和60年度建設(平成29年度改修)		
戸数・間取り等	8戸 2LDK/約53㎡ ※1階1戸は身障者等優先	9戸 3DK/約53㎡	9戸 3DK/約53㎡
住宅使用料	1～2階35,000円/3階34,000円/4階33,000円/5階32,000円(共益費800円別)		
その他	※2年経過時に、最年少の同居者が18歳になる年度末まで再契約できます。 ※町有住宅には、子育て仲間との出会いが生まれる場として子育て支援センター(小屋浦パオちゃんルーム)を設置しています。		

共通項目	
駐車場使用料	2,000円 ※1世帯1台に限る
申込期間	随時募集中
入居資格	1. 【一般世帯】同居親族(婚約者を含む)があること。 【子育て世帯】同居親族に <u>中学校就学中までの児童</u> があること。(妊娠中を含む) 2. 納付すべき税等を滞納していないこと。 3. 坂町営住宅及び坂町特定公共賃貸住宅からの転居者でないこと。 4. 入居申込者及び同居者が暴力団員でないこと。

① 慰霊巡拝を実施します

厚生労働省では、戦没者の遺族を対象に、旧ソ連・モンゴル地域及び南方の各地に慰霊巡拝の実施を予定しています。実施時期、予定地域、募集人員等の詳細はお問い合わせください。

ただし、参加したことのない遺族を優先するため、過去に参加経験のある遺族についてはお断りする場合があります。

問合せ 広島県健康福祉局社会援護課 ☎513-3036

① 行政連絡員変更

長い間、町政にご協力いただきました、これまでの行政連絡員の方が退任され、新しく次の方がお世話をしてくださることになりました。(敬称略)

	(前任者)	(後任者)
横浜三部地区第1行政連絡員	山脇 俊明	梶谷 忠治
横浜三部地区第6行政連絡員	北 久子	中洲 昇
横浜三部地区第7行政連絡員	菊岡 照代	藏本 清美
鯛尾地区第1行政連絡員	小橋 昭信	川口 秀男
浜宮地区第4行政連絡員	多田 道子	屋鋪 稔江